

2019年3月25日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第57号（実務対応報告第18号の改正案）
**「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理
に関する当面の取扱い（案）」の公表**

コメントの募集

当委員会では、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）における、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号「リース」」という。）及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース (Topic 842)」（以下「ASU第2016-02号「リース」」という。）の取扱いを検討してまいりました。

今般、2019年3月22日開催の第405回企業会計基準委員会において、標記の「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2019年5月27日（月）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：zaigai2019@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」の取扱い

本公開草案では、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った。

審議においては、「本実務対応報告の考え方」に基づき、これらの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないことを提案している¹。

(参考)

IFRS 第 16 号「リース」については、IFRS のエンドースメント手続の結果、「削除又は修正」を行わないこととされ、2018 年 12 月 27 日に改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」が公表されています。

本公開草案における、実務対応報告第 18 号の修正項目の見直しについての検討においては、上記の IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続の結果を参考に、実務対応報告第 18 号の「本実務対応報告の考え方」に基づき、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かについて検討を行いました。

なお、我が国の会計基準におけるリース会計の取組みは、別途、審議を行っています。

質問 1

実務対応報告第 18 号において、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」を修正項目として取り扱わないとする提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 適用時期

本公開草案では、実務対応報告第 18 号の改正案は、公表日以後適用することを提案

¹ 実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」では次のとおり定められている。

在外関連会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内関連会社が指定国際会計基準又は「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第 18 号に準じて行うことができるものとする。

している。

質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以 上